

臓器提供手続に係る質疑応答集改正新旧対照表（平成27年9月改正）

改正後	現 行
<p>5 承諾の手順</p> <p>(1) 臓器提供の機会があることの説明</p> <p>問2 脳死とされうる状態にあるとの判断を行う際の具体的検査方法については、法的脳死判定における方法に準じて実施されるべきなのか（ひいては臓器提供とかかわりのない脳死診断においてもそのように解釈されるのか）。</p> <p>答1 ガイドラインにおいては、「脳死とされうる状態にあるとの判断」は、自発的呼吸の消失を含む脳死判定の前提条件に該当することを認めた上で、</p> <p>①深昏睡、</p> <p>②瞳孔の固定・瞳孔径左右とも4mm以上、</p> <p>③脳幹反射（7項目）の消失、</p> <p>④平坦脳波</p> <p>の4つの確認を行うことを求めている。 <u>一方、その具体的検査方法については特段の定めはなく、各臓器提供施設において治療方針の決定等のために行われる一般の脳死判定と同様の取扱いで差し支えない。</u></p> <p>2 <u>また、前提としての「自発呼吸を消失した状態」の確認に当たっては、必ずしも、法的脳死判定の際に実施する無呼吸テストを行う必要はない（参照：「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則（平成22年6月25日健臓発0625第1号）の2）。</u></p> <p>3 なお、臓器提供とかかわりのない脳死診断については、従来どおりの取扱いで差し支えない（参照：ガイドライン第</p>	<p>5 承諾の手順</p> <p>(1) 臓器提供の機会があることの説明</p> <p>問2 脳死とされうる状態にあるとの判断を行う際の具体的検査方法については、法的脳死判定における方法に準じて実施されるべきなのか（ひいては臓器提供とかかわりのない脳死診断においてもそのように解釈されるのか）。</p> <p>答1 ガイドラインにおいては、「脳死とされうる状態にあるとの判断」は、自発的呼吸の消失を含む脳死判定の前提条件に該当することを認めた上で、</p> <p>①深昏睡、</p> <p>②瞳孔の固定・瞳孔径左右とも4mm以上、</p> <p>③脳幹反射（7項目）の消失、</p> <p>④平坦脳波</p> <p>の4つの確認を行うことを求めている<u>ものの、その具体的検査方法については特段の定めをしていないが、法的脳死判定における検査方法に準じた方法で行うことが望ましい。</u></p> <p>2 <u>ただし、前提としての「自発呼吸を消失した状態」の確認に当たっては、必ずしも、法的脳死判定の際に実施する無呼吸テストを行う必要はない。</u></p> <p>3 なお、臓器提供とかかわりのない脳死診断については、従来どおりの取扱いで差し支えない（参照：ガイドライン第</p>

7)。

6 法的脳死判定

(6) 脳死と判定するための項目

④ 平坦脳波

問35 脳死とされうる状態の診断において、神経学的検査及び脳波検査を実施したところ、何らかの理由により脳波検査を再度行うことになり、最終的な平坦脳波の確認まで数日を要してしまったような場合、当初行っていた神経学的検査を脳波検査にあわせて再度行う必要があるか。

答 脳死とされうる状態の診断においては、神経学的検査や脳波検査等の一連の検査を実施した時点において各臓器提供施設として治療方針の決定等のために行われる一般の脳死判定の場合と同様の基準を満たしていることが想定されている。脳波検査を再度行う必要が生じた場合等において、神経学的検査は最初の脳波検査の前に行っていて神経学的検査と脳波検査の間隔が長時間に及ぶのであれば、神経学的検査を再度行うことも考慮することが望ましい。

7)。

6 法的脳死判定

(6) 脳死と判定するための項目

④ 平坦脳波

問35 脳死とされうる状態の診断において、神経学的検査及び脳波検査を実施したところ、何らかの理由により脳波検査を再度行うことになり、最終的な平坦脳波の確認まで数日を要してしまったような場合、当初行っていた神経学的検査を脳波検査にあわせて再度行う必要があるか。

答 脳死とされうる状態の診断においては、神経学的検査や脳波検査等の一連の検査を実施した時点においてそれらの全ての検査項目について必要な基準を満たしていることが想定されている。脳波検査を再度行う必要が生じた場合等において、神経学的検査は最初の脳波検査の前に行っていて神経学的検査と脳波検査の間隔が長時間に及ぶのであれば、神経学的検査を再度行うことも考慮することが望ましい。